



基安発第 0216004 号

平成16年2月16日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公印省略)

石綿紡織品の使用に係る健康障害防止対策の徹底について

石綿は、その繊維を吸入することにより、肺がん、中皮腫等の重篤な健康障害を引き起こす有害な物質であり、本年10月1日に施行される改正労働安全衛生法施行令において、アモサイト及びクロシドライト以外の石綿についても、建材等の他の素材への代替化が可能な製品にあっては使用等が禁止されることとなるが、石綿紡織品については、ジョイントシート・シール材等の代替化が困難な製品の原料としても使用されるため、今般の改正においては禁止の対象とはされなかったものである。

しかしながら、溶接作業を行う現場等においては、耐火・断熱等のため石綿布、石綿被服等の石綿紡織品を使用する場合があるが、これらの使用により石綿粉じんを長期間にわたり吸入した複数の作業者が中皮腫等に罹患し死亡するという重大な災害が発生しているところである。(参考事例参照)

近年、石綿製品の代替化が進行していることから、石綿紡織品を使用している事業場は大幅に減少しているところであるが、ごく一部の事業場においては代替化の検討もなされないままその使用を継続している事例が認められる状況にある。これらの事業場においては、石綿紡織品を使用している事業者及び労働者が必ずしも石綿の危険性を充分認識していないおそれがあり、今後とも同種の災害が発生することが危惧されている。

については、別添1の関係事業者団体等に対して、別添2のとおり要請を行ったので了知するとともに、これを踏まえ、関係事業場に対する周知、指導等に遺憾なきを期されたい。

別添1

関係事業者団体

- | | |
|--------------------|---|
| (社) 全国鐵構工業協会 | 〒103-0026
東京都中央区日本橋兜町 21-7
03-3667-6501 |
| (社) 日本ボイラ協会 | 〒105-0013
東京都港区浜松町 1-29-6 浜松町セントラルビル
03-5473-4500 |
| (社) 日本機械工業連合会 | 〒105-0011
東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館
03-3434-5381 |
| (社) 日本造船工業会 | 〒105-0001
東京都港区虎ノ門 1-15-16 海洋船舶ビル
03-3502-2010 |
| (社) 日本鑄物工業会 | 〒105-0011
東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館
03-3432-2991 |
| (社) 日本鉄鋼連盟 | 〒103-0025
東京都中央区日本橋茅場町 3-2-10 鉄鋼会館
03-3669-4811 |
| 日本鋁業協会 | 〒105-0001
東京都港区虎ノ門 1-21-8 秀和第3虎ノ門ビル
03-3502-7451 |
| 日本鑄鍛鋼会 | 〒101-0047
東京都千代田区内神田 1-14-4 四国ビル別館
03-5283-1611 |
| 普通鋼電炉工業会 | 〒103-0025
東京都中央区日本橋茅場町 3-2-10 鉄鋼会館 |
| (社) 日本プラントメンテナンス協会 | 〒105-0011
東京都港区芝公園 3-1-38 秀和芝公園三丁目ビル5階 |

別紙の関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長

石綿紡織品の使用に係る健康障害防止対策の徹底について

労働災害の防止につきましては、平素から格別の御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、石綿は、その繊維を吸入することにより、肺がん、中皮腫等の重篤な健康障害を引き起こす有害な物質であり、本年 10 月 1 日に施行される改正労働安全衛生法施行令において、アモサイト及びクロシドライト以外の石綿についても、建材等の他の素材への代替化が可能な製品にあっては使用等が禁止されることとなりますが、石綿紡織品については、ジョイントシート・シール材等の代替化が困難な製品の原料としても使用されるため、今般の改正においては禁止の対象とはしておりません。

しかしながら、溶接作業を行う現場等においては、耐火・断熱等のため石綿布、石綿被服等の石綿紡織品を使用する場合がありますが、これらの使用により石綿粉じんを長期間にわたり吸入した複数の作業者が中皮腫等に罹患し死亡するという重大な災害が発生しているところ です。

近年、石綿製品の代替化が進行していることから、石綿紡織品を使用している事業場は大幅に減少しているところですが、ごく一部の事業場においては代替化の検討もなされな いままその使用を継続している事例が認められる状況にあります。これらの事業場にあつては、石綿紡織品を使用している事業者及び労働者が必ずしも石綿の危険性を充分認識していないおそれがあり、今後とも同種の災害が発生することが危惧されます。

つきましては、石綿による健康障害に対しては従来より特定化学物質等障害予防規則等により対策を講じてきたところですが、石綿紡織品の使用に当たっては、当該規則等に基づく所要の措置を講ずることはもとより、下記の事項にも留意をした適切な対策が図られるよう、貴団体会員各位に対するこれらの内容の周知徹底等適切な指導をお願いします。

なお、昨年、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（政令第 457 号）において、石綿を含有する製品のうち 10 品目について製造等を禁止することとなりましたので、参

考にリーフレットを同封いたします。

記

- 1 事業場内の高温物を取り扱う作業、溶接作業等において耐熱・防火用に使用している被服（手袋、作業衣、前掛け等）、シート等に石綿繊維品が使用されていないか確認を行うこと。
- 2 石綿繊維品が使用されている場合は、無石綿の代替品を使用した場合には安全確保上支障がある場合を除き、無石綿の代替品に交換すること。
- 3 やむを得ず石綿含有製品を使用する場合は、労働安全衛生法等に基づく措置その他適切な健康障害防止対策を徹底すること。特に以下の事項に留意すること。
 - (1) 石綿繊維品の切断、穿孔、破砕等の作業は、特定化学物質等障害予防規則第38条の8第1項に規定する石綿等を取り扱う作業に該当するものであることから、労働者に有効な呼吸用保護具の使用、作業衣等の着用を徹底させるほか、著しく困難な場合を除き当該石綿繊維品を湿潤なものとする。
 - (2) 石綿繊維品を取り扱う作業には、特定化学物質等作業主任者を選任すること。
 - (3) 常時石綿繊維品を取り扱っている労働者及び過去に取り扱っていた労働者に対し特殊健康診断を実施すること。

なお、石綿繊維品の縫い合わせ、切断等の作業に常時従事する労働者には、じん肺法に基づくじん肺健康診断の実施も必要であること。
 - (4) 石綿繊維品を使用する労働者に対し、石綿の有害性、石綿へのばく露を防止するための作業方法等について安全衛生教育を実施すること。
 - (5) 石綿の粉じんが発散する屋内作業場には、著しく困難なとき、又は臨時の作業を行う場合を除き、発散源を密閉する設備又は局所排気装置を設置すること。
 - (6) 石綿粉じんが堆積するおそれのある作業床は、少なくとも毎日1回以上水洗により掃除すること。なお、真空掃除機は、稼働中捕捉し難い微細な石綿粉じんの排出による作業環境の汚染及び真空掃除機内に集じんした石綿粉じん処理時の汚染が考えられるので、やむを得ない時に限り使用することとし、その際除じん効率の高いものを用いるとともに真空掃除機内の集じんした石綿粉じんの処理時の発じんを防止すること。
 - (7) 石綿繊維品を取り扱っている作業の近傍に他の作業を行う労働者がいる場合には、当該労働者の間接ばく露を防止するため、作業時間の調整、発散源の隔離、有効な呼吸用保護具等の使用等必要な措置を講ずること。
 - (8) 石綿繊維品の廃棄に当たっては、それらからの発じんによるばく露を防止する適切な措置を講ずること。

(参考)

災害事例

No.	業種・事業概要	職種	疾病名	発生状況等
1	鋼材、各種鉄鋼製品及び鋼構造物の製造及び販売等	溶接工	胸膜中皮腫	当該事業場では、溶接時の断熱のためクリソタイルを90%含む石綿布を使用しており、昭和59年に石綿の使用を中止するまで、石綿布をはさみで切り、折り畳み、座布団のように敷いていたため、石綿粉じんにはく露したものと考えられる。同種作業に従事していた溶接工6名のうち、4名に胸膜中皮腫が発生したものである。
		溶接工	胸膜中皮腫	
		溶接工	胸膜中皮腫	
		溶接工	胸膜中皮腫	
2	建設業	電工	胸膜中皮腫	建設現場において耐熱耐火用に石綿シート、石綿テープを配管に巻き付ける作業及び除去する作業等に従事し、胸膜中皮腫に罹患したと思われる。
3	合金鉄製造業	製造職	胸膜中皮腫	電気炉シユェートへの石綿布張り付け作業、ロータリーキルンフード隙間塞ぎ作業等に従事し、胸膜中皮腫に罹患したと思われる。
4	輸送用機械器具製造業	醸装工	胸膜中皮腫	石綿布等を寸法切りして所定の位置に張り付ける作業に従事し、胸膜中皮腫に罹患したと思われる。
5	船舶製造業	溶接工	胸膜中皮腫	修繕船の醸装品の溶接作業に従事し、溶接時の火受けとして石綿布を使用していたと思われる。
6	機械器具製造業	鉄 鉄 仕 上 工・ 鑄 物 工	肺がん	鑄物溶接用保温材の取り扱い及びボイラー修理作業時における石綿含有断熱材によりばく露したと思われる。
7	その他の建設業	配管工	肺がん	溶接作業における石綿布養生等の業務に従事し、肺がんに罹患したものである。
8	機械器具製造業	機械組立	肺がん	石綿入りグラウンドパッキンの挿入作業及び石綿布を使用した溶接作業に従事し、肺がんに罹患したものである。